

# 辛亥革命と日本の動向

山本 四郎

【要約】 辛亥革命に対する日本の動向は、従来外交政策・借款問題・世論に分つて研究されたものが多い。本稿では山県・桂文書等を引用して陸軍・官僚の動向をも含め、明治末年の日本の情勢を包括して、その政策を後づけることにした。要約すれば、桂内閣と西園寺内閣との差異、列強の対日警戒、しだいに軍閥官僚に批判的となりつつあった議會勢力・世論の圧力が、政策の混乱を生み出した。それは明治末期の日本の権力構造の縮図であった。

史林 四九卷一号 一九六六年一月

## はじめに

らかにしたい。

### 一 革命勃発初期

辛亥革命と日本の動向については、戦後外交史家による研究が若干発表された<sup>①</sup>。しかし、それらの多くは外交文書に依拠したものであって、その外交政策のよつてきたるところである国内情勢に關説するところにとぼしい。

辛亥革命は一九一一年(明治四十四)年十月十日に勃発した。

当時の西園寺内閣の対策は、革命の本質を見誤つたせいもあるが、定見を欠き、混乱に陥つた。このことは、当時のわが国の政治情勢の反映でもあった。本稿では山県文書・桂文書(國立国会図書館蔵)その他を利用してこれらの点を明

辛亥革命勃発当時、新聞報道はもっぱらヨーロッパにおける伊土戦争に重点がおかれ、清国情勢に注目した報道があつたにかかわらず、一般はもとより、政府もたんに「暴動」とみなし、その重要性をみおとしたがため、対策も立遅れに陥らざるをえなかつた。その後現地より伝えられる報道は事態の容易ならぬことをしめしており、政府が閣議において根本方針を決定したのは、革命勃発二週間後の十月二十四日のことである。

ところで、革命への対策としては、非干渉と干渉の二つが考えられるのであるが、非干渉の立場も、(A)事態の推移にまかせるものと、(B)旧態に復することを希望するものと二つに分けられる。前者は大部分の民間与論であり、後者は革命騒ぎに乗じて新利権の獲得に狂奔し、中国の古風な頹廢的な帝国組織の回復を望んだ諸列強の態度である。

干渉の立場は、(A)清朝援助と(B)革命軍援助の両者がある。前者はドイツと日本の政府であり、革命軍が勝利すればその反感を買うという弱点をもつ。ドイツは清朝を援助してたちまち独貨排斥運動に遭遇した。日本政府は、当初消極策をとえながら、軍部の圧力もあって実際上は干渉を策した。その理由は、大陸進出と革命の成功、共和国の成立への恐怖であった。しかしこの方向も、革命軍が優勢になれば、両者を援助する原敬の現実的構想と、あくまで清朝援助に焦慮する伊集院駐華公使の構想とに分れ、混乱に陥るのである。(B)の革命軍援助は、(a)革命軍に同情する大陸浪人中の民権派、(b)南北拮抗を策する参謀本部、(c)革命軍を成功せしめて利権の獲保をはかる大陸浪人中の玄洋社系統、の三に大別できる。

さて、辛亥革命勃発直後から十月二十四日の閣議における根本方針決定まで、若干の注目すべき反応があった。第一は十月十三日の閣議である。石本陸相は、敢て閣議を求めるといっわけでもなく、また陸軍において確定議となつたことでもないがと前おきして、書面で(1)現状維持か、(2)いづれかの地を占領するか、を質した。原は、桂から万一の場合は大冶地方を占領して満州問題の解決に資すると聞いたことがあるので、前内閣当時決定事項の有無を聞いたが、石本はないと答えた。(『原敬日記』)

第二は、十月十三日に清国政府から、わが駐在武官青木(純宣)少將を通じて武器供与を申出たことについてである。伊集院公使はこの件を外相に電請し、青木は中国政府に泰平商会<sup>③</sup>に交渉するよう示唆して援助を約し、その結果政府は秘密裡に同商会をして武器供与にあたらせた。その際、十月十六日、林董兼撰外相に代り外相に正式に就任した内田康哉は伊集院公使に政府側援助の重大な訓令を発した。それは、日本政府が重大な危険をおかして兵器を提供するのであるから、清国政府も従来の対日態度を改善し、日本の満州における地位を尊重することを申入れ、武器供

与は日本が清朝政府に同情をよせ、それを事実に表示する  
 実力のあることをしめす一端であることを明示せよという  
 のである(『日本外交文書清国事変』番号二〇七、二〇九)。「原敬日記」  
 によると、十月十九日に、陸軍は対清国政府武器供与を希  
 望、首・外相間で承認決定したといい、翌二十日閣議で決定、  
 二十三日に二百七十万円にのぼる武器供与契約が成立した。  
 ところが、右の対清国政府援助決定が、はじめ首・外相間  
 で決定したことは、原敬が日記(二月十二日)で指摘してい  
 るように、閣僚はほとんど対清交渉に関係せず、首・外相  
 間で細部を処理している一つの例である。事実、のちの訓  
 令は閣議決定と差があったり、閣議にも提出されない根本  
 方針が含まれていたりするのである(二十日の閣議決定も、  
 討議内容はいかにして武器供与が外部に漏洩せぬかにあり、武器  
 供与それ自体は、あまり討議されていない)。

第三は陸軍内部の動きである。参謀本部がすでに革命軍  
 に武器を与えている模様で、首・陸相はこれを好まなかつ  
 たことは原敬の前述十九日の日記にも見える(原は現実的な  
 見地から、これも一考に値するとの意見である)とおりであり、  
 省・部の間に政策の統一がないといえよう。原は陸軍省と

参謀本部の対立を説き、鵜崎鷺城は前者が後者を支配した  
 と述べているが、鵜崎の論は後に見えるように、必ずしも妥  
 当しない<sup>⑤</sup>。陸軍では、すではやく十月十四日に軍事課  
 (課長宇垣一成)が「清国暴動に関する件」の照会案(岡市之  
 進陸軍次官より奥参謀総長宛)を起草している。この文面は、  
 はじめに暴動が四川から武昌に及び、長江沿岸は利害が錯  
 綜しているから共同出兵が必要であるとし、

殊に注意すべきは変難の北清に波及するの時にして、此場  
 合に於て我國は一方に滿州の鉄道保護を名として单独該方面  
 の守備を堅実にし、他方に北清への協同出兵を為すの手段を  
 採るの覚悟も当然のことと存候。抑々北清方面及長江方面の  
 協同出兵に際しては、爾後の為列強に先じ白河口及揚子江口  
 に有利の根柢を専有すること必要にして、過去の経験に徴す  
 るに我國の斯る場合常に列強の背後に立ちて機宜を失するや  
 の感有之候に付、事変を予期し海軍力を主要地点に配置し、  
 之をして応急先づ事に当らしめ以て機先を制するの手段を講  
 ずること必要と被存候条、予め海軍との連繫事項に關し予て  
 御研究の事項至急承知致度及照会候也

と述べている。これを見れば、陸軍がきわめて積極的な  
 意図を持っていたことが明らかである。すなわち、滿州の

みならず、華北・華中にたいしても有利の地歩を確保する必要がある、そのために従来の追隨外交を打破しようとする意志が明確に見られる。このうち陸軍では寺内一參謀本部―滿鉄總裁の線で滿蒙獨立運動が極秘裡に行われ、失敗におわる。

第四に、海軍は齋藤海相の在漢口川島司令官に対する訓令(十月十七日)にみるも、敵正中立の態度をもって貫こうとしていることが明らかであり、のちに清国政府の積極的援助に狂奔した伊集院公使も、この時点では、清国政府に事變のすみやかな鎮定を申入れるべく請訓を發していた(十月十四日)。

なお、列強中、日本の態度をもっとも警戒していたのはアメリカで、十月十五日に駐日米大使は、日本の獨立行動を信ずる旨、本国に發電した(鹿島B、二八三―二九四ページ)。

このような経緯を経て、十月二十四日の閣議で、革命に對する日本政府の根本方針がはじめて決定された。その内容は、まず日本が清國に對し「優勢ナル地位ヲ占メノコトヲ努メ併セテ滿州ノ現状ヲ永遠ニ持續スルノ策ヲ講スヘキコト」が前内閣の決定であるとし、暗にそれを継承するこ

とをしめし、つぎに好機をみて成算十分なれば滿州問題(租借地の期限延長・鐵道問題・日本の地位向上など)を根本的に解決すべきを述べる。中国本部に對しては、日本が優勢の地位をしめる氣運が明瞭となり(居留民増加、貿易の將來性大、わが企業の増加)、中国政情不安定のさい、應急的措置を講じうるのは地理的にも実力的にも日本の任務である。

清國ならびに列國にこのことを承認させる必要がある。滿州においては、列國と協調し、中國の感情を融和して我に信頼せしめんとする。當時の國際情勢を考えれば、單なる作文に近いと思われるが、その内容は、世間に印象つけた「消極政策」にもかかわらず、内実は好機をとらえてわが勢力の拡張をはかるといふ意圖を明示しているのである。

右のように、革命勃發わずか二週間に於て方針が變化したのはなぜか。まずこの時点の前後における若干の現象に注意してみよう。犬養は十二月に渡清する際、西園寺の不干渉論と内田外相の干渉論との差異に驚き、内田の背後に山県があるとしており(『その頃を語る』)、この説をとるものもあるが、<sup>⑦</sup>史料的に断定しがたい(後に若干の点についてふれる)。慎重居士山県の對策が明文化するのは翌年一月で、

山県はむしろ内閣の緩慢を憤っており、国家財政を憂慮する井上馨は十月二十四日の閣議決定後の二十九日に、原に面会を求め、武器供与を、口実を設けて延期することをすすめている。しかし、西園寺や原が「どちらかと言えば共和制に賛成」というのも言い過ぎで、革命の進展に応じて、むしろそれに引きずられて何らかの利権を獲得しようとは焦慮したのが真相である。

このような政策の不確定を来した内外情勢は何であったか。まず何よりも重要なことは、外的には、日露戦勝らしい列国の対日警戒が、日本のフリーハンドの大陸進出を許さなかったことであり、内的には財政難と経済の行詰り、国民生活の窮乏と社会不安が、もはや積極的な帝国主義的進出を可能ならしめえなかったことである。次に考えられるのは、第二次西園寺内閣の性格である。桂・園提携の時代が決定的に解消するのは、この内閣成立前後であり、内閣は政友会勢力を基盤に、官僚との対立を色濃く見せていた。しかも西園寺には桂ほどの経綸もなく、帝国主義を標榜する露骨さもなかった。内閣が政党政治への道を歩めば歩むほど、民意に対しては、たとえ表面的であれ、譲歩し

なければならぬ。民衆は多年の帝国主義政策の犠牲となつて、極度の生活難に陥っており、その政治に対する関心もしだいに高まっていた（大正政変のエネルギーの蓄積、第一次世界大戦の勃発を井上が「大正の天佑」と見たいきさつを考えよ）。帝国主義政策の行詰り、そのような情勢のなかにあつて、なお隣国の動乱に乗じて、難局を打開しようとする焦慮、これらが辛亥革命に対する外交策に如実に反映していたのである。

## 二 政策の混迷（その一）

——十二月上旬まで——

十月二十四日の閣議決定は、内容きわめてあいまいであり、そのうえ政府の訓令は変転する情勢に適応せず、一再ならず現地使臣を困惑せしめた。さらに政府が日英同盟に依拠して協調しつつ行動しようとしたイギリスがしだいに日本と疎隔していたから、日本の政策は空転し、ついに實際的に孤立した。その時期が十二月上旬であるので、本章ではその時点までを対象として述べる。資料は主として『日本外交文書・清国事変』・旧陸軍文書によった。

まず現地の伊集院公使の注目すべき意見は、十月二十八日の中国三分割案と、十一月九日の積極政策の進言である。公使は十月二十八日張旅団長の十二ヶ条要求（共和制）の提出を重視し、「危機既に迫り、大乱目前に在り」とし、(1)北京政府は中国全土を支配する実力なし、(2)武昌の軍政府の基礎堅牢、(3)広東総督も近く独立宣言の形勢にある、という情勢判断を基礎に、十月二十八日、中国三分割案を提案した。公使は言う「恰も好し此の形勢を利用し中清と南清に軋くとも独立の二ヶ国を起し、而して北清は現清廷を以て之が統治を継続せし」めよう。これこそ帝国百年の長計であり、極東の平和を確立し、世界平和に貢献するみちである。政府は非常の決心をもって確乎たる根本方針を決定すべきであると。その後、十一月一日に袁世凱が起用されて情勢の急転回を思わせたが、公使は三分割案に毫も変更を加うる余地なしとし、中・南清の革命軍勢力を挫折せしめず、逆にこれによって袁を牽制することを要望した。

これに対して本国政府はあくまで十月二十四日の閣議決定を重視し、十一月二日、公使の態度を戒しめた、かなり詰實的な訓令を発した。政府の形勢觀望主義はなお続いた。

公使の第二の意見「積極政策の進言は、十一月十九日になされた。この日、清朝は一週間後に憲法信条十九ヶ条の発布式を行う上論を出し、皇位撤廃説、袁世凱免職説等が伝えられ、袁の立憲君主制論も動搖しており、清国の運命も先が見えていた。公使は、清朝は黄河以北維持すら困難であり、親米派の二流の人材を集めた袁内閣に、強力な時局解決を望みうべくもない」とし、次の三案を出した。

(1) 三分割案（前掲と同じ）：公使はこれをもっとも熱望した。

のちの官革協商もこの線である。不可欠条件は本國の清國政府に対する武力援助で、それが望みえぬときは、

(2) 十八省以外の地域で滿廷保持、

(3) 右不可能のとき、清朝滅亡・全土に共和國ないし連邦の実現する場合を基礎とし、日本に最も有利な事態を誘致する。この場合、中央政府を國の中央におき、滿蒙を辺境と感ぜしめる。

というので、最悪の場合、滿蒙に力をそそぐ意図が明らかである。公使は最後に、本国政府の意志が傍觀的態度の持続にあるならば、自分の画策の余地はほとんどないと強調した。

政府も十一月二十八日、ついに「時局に関する大方針」を決定した。それによれば、清朝独力をもってする時局解決の困難、革命軍の弱体という点からみて、形勢觀望の時期から、關係列國調停の時期に達したとし、まず日英協調の必要を述べる。つぎに、清国今日の大問題である君主か共和かがともに実現困難とすれば、最良策は「共和説の如き實地に疎き空論を放棄すると同時に滿州朝廷專權の弊を去り、大に漢人の利權を重んじ、滿州朝廷名義上の統治の下に實際漢人によれる政治を行うの外な」しという妥協的折衷策を立て、この方針でイギリス、ついでアメリカに交渉した。当時中国では清朝に対する敵愾心が旺盛で、革命軍が優勢であり、かかる策が実現の可能性をもつかがすに疑問であるうえ、イギリスまた表面は日本に対して不即不離の立場をとりつくろいながら、立憲君主制を固執せぬ立場をとり、日本を出しぬいて官軍交渉をひきうけるといふ現実主義政策に転じていたから、日本の対策はみごと空転したのである。

この間、革命軍優勢に刺激されてか、革命軍支援の意見も現地使臣・武官より提出されていた。(1)はドイツの官軍

援助に対抗し、混乱長期化をはかる寺西中佐(十月三十一日)、(2)は将来の通商の利を考慮した奥田蕪湖領事(十一月十三日)、(3)は商人による武器供与を無難とした松村漢口総領事(十二月一日)である。

\* \* \*

陸軍の動向はどうであったか。十一月九日、陸軍次官は關東都督府參謀長にあて

北清の状況に依りては歩兵第十一聯隊より一大隊(銃數約千挺)野砲一中隊(六門にして中隊段列を附す)を大連より輸送せらるるやも知れず右内報す。本件は極秘密に取扱はるるを要す。

と電訓し、翌十日には在旅順歩兵隊を足どめし、陸軍省から參謀本部に一大隊派遣案を照会、同意をえたのち上奏すべく、文案まで作つた。この文案は結局「上奏差止め」となったが、出兵目的は「北清方面の時局に鑑み居留民の保護及北京山海関の交通を確実にする為」めとある(旧陸軍文書)。

十一月二十六日、陸軍より北京駐屯軍司令官に与えた電報は、いちおう外交団の決議を重要視し、増加部隊の配備

は伊集院公使と連繫を緊密にするよう指示し、無用の摩擦をさける配慮がみられるが、閣議決定にもとづく漢口派兵については、十二月九日、陸相は参謀総長に「追而該派遣部隊は外交の關係上実力に比し名を小にする編制」を希望したように、若干の策謀がみられる。この傾向が顕著にあらわれたのは滿蒙である。

滿州に対し、政府は十一月十日、南滿では官革双方に援助せぬことを明らかにし、陸相も外相に万一の場合も兵力の使用を極力避けると連絡しているが、中村滿鉄総裁は滿鉄付屬地に革命黨員（はじめ王国柱、のち藍天蔚）が潜伏策謀するのを助けた。その背後には寺内朝鮮總督や大島関東都督、右翼の平山周や岩田愛之助も関係していた模様である。落合奉天総領事はしばしば本国に抗議を請訓し、ついに首相の中村総裁戒告となるが、それでも策謀はやまず、十一月二十八日、落合は王国柱利用は時機おくれであること、政府の方針は徹底消極か地歩を進むるにあるかを明示することを請訓した。この動きは参謀本部―川島浪速の滿蒙獨立運動（栗原論文参照、外務省の反対で中止）と合せ考えると、一は革軍、他は官軍援助で矛盾しているようである

が、これらは滿蒙に事を起して漁夫の利を得んとするもので、当時の海主陸従論の抬頭、政府の行財政整理と陸軍宿願の二師団増設見送りに対し、陸軍が発言権を得るための策謀と解せられる。山県―桂―寺内の連繫（後述）の一端とも見られよう。

陸軍の大御所山県を頂点とする桂・寺内の動きの一端は『山県文書』によるほかない。同文書によれば、山県は益田孝の十月二十七日付書翰で、天津電報を伝えられ、「格別之儀」はないが、「揚子江之沿岸革命党之手ニ墜ち候ハゞ、弥油々敷大事」であるとの益田の考を承知した。ついで十一月十三日頃盛宣懷が解任され、正金銀行支店に入り、天津から上海に着いたこと、袁世凱が兵権を握ること間違なく、西安は革命党に占領され、広東は人民団体が自衛のため出兵・出資に応ぜずと決議したこと、の報をえた。

杉山茂丸は例のごとく暗躍を続けていた。中国派遣員の報告を内田良平より提出させた杉山は、これを明石元二郎少将に托し、明石が帰鮮のため山県に挨拶に行くさい山県に提供しよう依頼した。杉山は袁世凱が退いてから中国は無政府・無天子の状態で、「独米の毒爪顯然尖炳致し來



り、帝国の立場尚ほ曖昧混沌致居候事痛心」であると述べている(十一月二十六日付)。

桂の十二月一日付山県宛書翰は重要である(山県文書)。桂は小村危篤で葉山に来ていた際内田外相に会い、政府の対応態度の決定とイギリスとの意見交換の必要性とを説き、内田はこれを諒承、帰京して西園寺と相談のうえ十一月二十八日再び桂を訪い、閣議に出した外相意見書を見せた。

桂はその内容が自説を全部採用していることに満足、そのなかにはすでに山県から聞いた意見も含ませてあること、寺内も過日首相に意見を述べたこと、時期を失せぬため山県には事後承諾をうるのやむなきに至ったことを述べている。内政については桂・杉山や大浦の書翰は、すべて内閣の非を鳴らすに急であり、官僚系と内閣の対立を露呈している。しかし、これをもって内田が山県系に動かされたと見るのも早計であろう。

### 三 与論・大陸浪人

辛亥革命勃発以後、外交にかんする与論は曾村のいうごとく、異常な盛りあがりを見せた(曾村B、一三五ページ)。野

沢論文はそのことを如実にしめている。これはながい藩閥官僚の支配下に鬱勃としていた与論が、隣国の革命に触発されて堰を切って奔流したとみてさしつかえなからう。

ドイツでは、日本は中国革命党の育ての親であり、革命は日本の使骸に出るものであるとの与論が強かったが、日本に亡命した中国革命党人と日本人との交渉をみれば、一半の真理は存在する。<sup>⑩</sup>

野沢論文によれば、新聞論説でもっとも早く革命をとりあげた『大阪朝日新聞』は、革命に同情するのは新付の鮮民の動揺を促し、国内で危険思想を蔽禁する方針に矛盾するとい(10月27日)、『東京朝日新聞』は不干渉論を唱えた(11月6日)。官僚系の機関紙『国民新聞』は徳富蘇峯が革命の原因である清朝の国家体制をもってわが自戒とせよと論じていら(11月5日)、ときには革命をベストにたとえるなど、一貫して革命を嫌悪し、『報知新聞』も干渉論をとなえた。しかし、蘇峯への反論も活発に行われ、他国にはその国独自の事情があり、圧政から革命に転じ、進んだ国家体制が隣国に成立すれば日本人も覚醒し、官僚独裁のわが国の国民を覚醒せしめ、藩閥打破・腐敗政党改造の

資となるであろう(和田三郎・中野正剛ら)というわが支配体制への批判や、干渉論は軍拡の口実であるとか、藩閥は「日本の満廷」ときめつけるものまであらわれた。要するに、露骨な侵略意図(早川鉄二ら)から革命讚美にいたるまで、じつにさまざまの論が展開されたが、革命派への同情論がつよい。

学者では白鳥庫吉と内藤湖南の意見をあげよう。白鳥は官・革ともに民心を得ず、中間勢力、すなわち資政院・袁世凱ないし改革党の抬頭すべきを論じ、わが政策の重点もこれにおくべしと説いた(『東洋経済新報』11月25日号、曾村Bによる)。内藤は満州朝廷の運命の到着するところは明らかである。この革命の結末は急につくものではないが、革命主義・革命思想の成功は疑いない。中国は大勢の推移するところ、人力のいかんともしがたい国である。現在仲裁講和論があるが意味をなさず、大國がかかることをするはずがない。南北分立論も簡単にはできない。南方が経済的に圧倒的に優勢であるから、北方を日本にくれると言っても御免を蒙った方がよい。共和思想の日本への影響は、国柄が異なるから杞憂にすぎぬとする。将来を洞察した論であり、日本

の焦慮を批判している。

\* \* \*

右翼や大陸浪人の行動は「秘史」に属してとらえにくい。中国に争乱のあるところ、かならず日本人が活躍していたことは、他国にみられない特殊現象であり、野村浩一は彼らを二つに分類している<sup>⑩</sup>。一は日本で挫折した民権運動を中国で実現させ、疲弊した中国を民族国家、わが盟邦として再建自立させようとするロマン的な「民権派」<sup>⑪</sup>宮崎滔天一派、他は日本がアジアの盟主となり、中国の改革を指導し、その代償として満蒙に日本の地位を確保しようとする「国権派」<sup>⑫</sup>玄洋社一派、これである。その他、利権漁りの不純分子のあることも事実である<sup>⑬</sup>。これらの実際活動は、孫文援助の点で一致している場合が多い。

曾村は当時の革命派援助四グループ、(1)有隣会、(2)支那問題同志会、(3)善隣同志会、(4)太平洋会をあげている。このほか一水会から黄会にいたるまで多くの民間団体を生んだことは、中国問題への関心が、いかに高揚したかをしめすものである。

(1)有隣会：十一月上旬結成、小川平吉、内田良平の発議。

玄洋社系の団体で、資金は福岡の在郷同志と炭鉱界の成金長者から出ており、主要メンバーに宮崎滔天のほか、福田和五郎・古島一雄らの記者がある。活動は実際の、十二月に渡清団を派遣して革命軍を援助した。この渡清団は有隣会と三浦梧楼らの考えが一致し、犬養毅・頭山滿を起したせたらしく、いわば日本右翼関係者総動員の覬がある（『犬養本堂伝』中巻参照）。先発の寺尾亨（太平洋会の派遣）・副島義一は法律顧問で、副島は君主主義憲法を作るのが目的であり、東洋平和の大本たる中国の平和は東洋の主人公日本の努力にまたねばならぬという意識であった（野沢一八一ページ）。

第二陣犬養、第三陣頭山・古島らは革命党の指導と大陸浪人の統一にあわせ、三井の借款にも関係があるといわれ、革命成功の暁には満州を租借するという、孫文との密約があった。

(2)支那問題同志会：十二月二十六日、言論界（斯波貞吉・

浅田紅村・工藤日東・鶴崎鷺城・上島長久・古島一雄・福田和五郎らの記者）と法曹界とにより結成。発起人は浮田和民・

松山忠次郎ら、二大方針は清国の領土保全・民意を尊重し、政体問題に不干渉で、活動は閣僚を歴訪して、政府の干渉

方針を排撃し、革命軍への同情をしめすことを要求したところである。当時の言論機関の革命軍への同情が明らかである。

(3)善隣同志会：十二月二十七日結成。東亞同文会の有志

が小川平吉・白岩滝平らと提携し、根津一・河野広中・杉田定一・頭山滿らが主唱者となる。性格は「純然たる革命軍応援団」。宣言は天意が革命軍に応じたとし、革命軍の目的達成・新立国興隆の偉業の達成に満腔の同情をほらい、相提携して東亜の平和を保つとあり、決議も革命軍の目的達成、列国の革命干渉反対をかかげている。活動は中国要地に特派員の派遣、東京・大阪での大演説会の開催である。根津は東亞同文書院院長。故人荒尾精と提携いらい、日中親善活動を続けていた。兩人は陸大出身の俊秀、中国問題に挺身するため軍職を退いたが、陸軍の別働隊ではない。

(4)太平洋会：従来から存在した一種の大陸政策推進団体、中心人物は大竹貫一・五百木良三ら。決議はシナ保全と革命軍援助。軍・官僚らと頻繁に往来した。

右のほか、犬養が帰朝後、支那問題同志会のメンバーを中心に「共和新政府承認同志会」を組織した（野沢、一七九ページ）。

ジ。榛原茂樹（同文書院生徒）も正課をそのけにして「黄会」という中国研究会を作ったというし、善隣書院長宮嶋大八や上泉中将らの「一水会」でも、中国問題が中心となり、共和か復辟かが論ぜられたという。陸軍の青年将校の一部にも、根津・荒尾の影響も手伝って、そのあとを追うものが多く、革命党への同情もかなり強かった。

以上をみても、辛亥革命の日本に与えた影響が、いかに広く深いものであったかがあきらからであり、理由には差があるが、革命軍に声援を与えたものが多い。これらはいわば日本の社会閉塞の時代に、新天地に活動の場を求めようとした人々であり、革命干渉反対に大正政変のエネルギー源を見うるのである。

#### 四 政策の混迷（その二）

——清朝滅亡（二月十二日）まで——

第二章ではイギリスの政策転換によって、伊集院公使の政策が空転せざるをえなくなったことを述べた。公使は静観のやむなきにいたっても、なお、衰を薄気味悪く感ぜしめるためとした（12月11日電）。十二月十五日、本国政府は公

使をして、日本は立憲君主制の実現に援助を惜しまず、官革協調には日英に内議せよと衰に申入れさせた。二十二日、衰が共和制以外に官革妥協は困難であると訴えたにかかわらず、公使は忠実に本国の訓令を伝えた。本国の訓令は武力援助の後援がないかぎり実現困難であり、国際関係からみて、武力援助が不可能であることは見えすいていた。現に十二月二十二日の閣議でも原の立憲君主制放棄論に閣僚も賛同、二十四日の元老会議も陳腐な日英協力を強調したにすぎないのに、内田外相は二十五日、革命軍に立憲君主制を吹込む裏面工作を行ない、イギリスにも協同歩調を求めるといふ狂態をあえてし、山座駐英代理大使をして一笑に附せしめた。

十二月二十二日からはじまった官革講和会議に伊集院公使は圧力をかけ、会議を遅延せしめ、本国政府の訓令をまいったが、公使の期待した日に訓令はとどかず、二十七日、意外にも静観の態度をとるべき訓令に接し、公使の意図は失敗、日本は列国の疑惑をうける破目となった。清朝また二十九日に全国代表者を召集して政体を決定する上論を発するにおよび、衰の策謀の成功は明らかとなった。一九一

二（明治四十五）年一月一日、孫文は臨時大總統に就任、公使も一月十二日、清帝の退位は時日の問題であると結論し、政府もまた閣議で、革命軍にいますこし援助し、東三省に手を打つべしとする原の主張に賛成した。二月十二日、清朝はついに滅亡した。

\* \* \*

右の間、山県を頂点とする軍部・官僚系の動きはどうであつたか。従来不明にされていた点を山県・桂文書を中心に検討しよう。はじめにも述べたように、この内閣は軍部官僚と対立の姿勢をとっていたから、軍部・官僚系の意見が直接内閣の政策を動かすことはすくなく、陸相・外相を通じ、あるいは軍令系統を通ずるなど、わき道からその意図の実現をはかるか、たがいに内閣の無策を誹謗して倒閣を策するかという、隠微の間の策謀の傾向がつよい。

一九一二（明治四十五）年一月七日、寺内は桂宛書翰でいう（桂文書）。対清政策は英国の腰折で頓挫し遺憾千万である。イギリスは公使外に共和政体論者モリソンの意見を重視しているようである。とし、

兎ニ角今後如何ニ我政府ハ歩ヲ運ハレ候ヤ、此先ハ充分ノ

御考慮ヲ希上度存申候。即今日之雲行ニテハ到底單純ニ共和ニテ結局ヲ付候トモ不被考、然ラハ長ク列強中傍觀セハ傍觀スル間ハ治平ハ難望事カト存申候。而シテ南清ハ当分自然ニ任ストモ滿洲ハ如何御処分相成候御意見ニ御座候也。露國ハ内外蒙古之獨立ヲ陰ニ扇動シテハ不居候ヤ。若シ万一彼ノ術中ニ陥候時ハ南滿ハ如何ニ可相成候ヤ。仮令即今格段ノ処置不出来候トモ今後ノ処分ニ益スルカ為メ相等ノ捨石ハ下シ置ク方不可然候ヤ。此辺偏ニ閣下ノ高慮ヲ仰度懇望之至ニ不堪候。

清國共和論ノ我人心ニ影響スル所大ナル、実ニ可懼モノタル事ハ今日我新聞界ノ青年輩ノ処論ニ鑑ミ可知次第ニ御座候、当局宜ク此辺ノ趨勢ニ対シ相当覚悟アリテ可然乎ト存申候。是亦御高慮ヲ仰度奉存候（下略）

と、政府の対策に注目するとともに、ロシアの策謀で満州の形勢が予断を許さぬこと、共和思想の悪影響などを述べている。

山県もまた一月十四日「清國ノ形勢ニ付外務其他ノ諸情報ヲ一閱スルニ收拾スヘカラサル情勢ニ推移」するようであるとし、「帝國政府ノ将来可取政略概要ヲ勿々ニ認メ」陸相に与えて外相と協議することを希望した。その内容は

一、今日清國ノ情勢ヲ洞観スルニ滿漢協商ハ破裂ノ外他ニ救済之道ナキ窮勢ニ陥リタルモノト論断スルモ大差ナカルベシ果シテ然ラハ之ニ処スルニ我政府ハ滿洲租借地及ヒ鐵道保護ノ關係上一般秩序ノ紊乱ヲ予防シ併ニ人民ノ生命財産ノ予防ヲ安固ナラシムル為メ滿洲ニ出兵ヲ要スル適當ノ時機ト判断セサルヘカラス一師團又

一、出兵ノ議一決シタル上ハ露國ト協商ノ主義ニ基キ目下ノ狀態ヲ明晰ニ商會シ南北滿洲ニ於テ共働一致之政策ヲ採リ彼ヲシテ寸毫モ疑惑ヲ抱カシメサル方法ヲ講スルコト尤緊要トス。英國ハ大体ニ時テ既ニ同意シアレハ最近鐵道運輸等守備兵ヲ置キ照會之文ヲ見ルヘシ別段異議ナカルヘシ

一、滿朝蒙塵ノ時期モ亦切迫シアルモノ、如シ。之ヲ救済スル政策モ予メ講究セサル可ラス。之ヲ要スルニ南滿洲ハ帝國政府ノ威圧力ニ依リ内外人ヲ安堵セシムルニアル而已

一、出兵後ノ外交政策及ヒ行政上ニ関シテハ多大ノ注意ヲ要シ指揮ノ系統命令ノ神速等其政策ハ總而一途ニ出サル可ラス。清朝兩党政權之爭奪時々刻々變転無極ノ情勢ニ応シ敏捷ニ臨機応変之政策ヲ採コトニ努メサル可ラス

ここで山県は中國情勢の如何ともなしがたいのを認め、滿洲確保のための出兵を提議している。これを認めた山県

は翌十五日桂に左の前書きを付して(浄書されており、山県の筆蹟ではない。字句に稍異同があるが、右の割註の出兵兵力「一師團又ハ二師」とあるのが「但シ二師團」となっているのが大きい)右意見書を送付した。

爾來御清壯之御近狀昨夜益田孝より拝承欣然之至ニ候、攄清國之情報は日々之報道にて既ニ御熟知相成候様不堪痛憤、所謂亂而如麻不可為收拾之情態ニ陥リ他ニ救済之策案も無之去とて此儘打捨置候ては遂ニ滿洲ニ波及シ我勢力範圍ヲ蹂躪スルニ立到ル已ナラス、列強より出兵之虞も有之候ニ付、別紙御一覽之上御同感ニ候へハ外相江御勸告相成度候。為其中陳試候、余事期拜晤可申上候

猶孫逸仙等より之陳情ニ付而ハ益田ら關係致候由併シ此策按ニハ何等關係を生候事無之、是位之事ハ今日断行不致而ハ將來如何共難致、纏綿之事情列強より惹起可致歟ニ察候、御考慮願度候

とあって、「是位之事」は今日断行したいとの焦慮と、桂一内田、陸相一内田(既述)の線で政府を動かそうとしていることがわかる。益田と孫文との關係は後に見るように、日本に滿洲の租借權讓渡とひきかえに千五百万の借款をえようとしたことである。

『原敬日記』では、一月九日に黄興が井上馨に革命党援助を依頼し、益田も山県と談合のうえで井上に革命党援助、東三省獲得の提議を行なったと記している。原が、それには内閣の同意を要すると記しているところは注目に値する。内閣はすでに元老の囑使に甘んじている状態ではなかった。しかし既述のとおり、原もしだいに山県構想に近似（満州処理は若干異なる）した考えをもつにいたっている。

さて、一月十五日、井上馨は桂を訪問して長談、益田に山県上京の機を尋ねた（益田の山県宛書翰、山県文書）。一月十七日には田中義一が十六日の閣議の模様を伝えた（山県文書、田中はすでに渡辺少佐を山県の許に派遣して報告させている）。

いわく、閣議では満蒙問題を露国と協商することは実行するにきまつたが、其他は有耶無耶で要領をえないのは遺憾千万である。これは大臣が蒙古関係が面倒なため明確に主張しなかったとも聞及んだ。そこで自分は外務省と協議、革命軍が北伐軍を満州に派遣すれば満州の秩序紛乱を招く懸念もあり、関外鉄道占有を必要とする場合もあり、「本日ハ秩序維持ノ責任上一時満州ニ増兵スルコトアルヤモ難計」、ロシアに予告の電報を送ることとし、外務省は陸相に

異存なきを確かめ、この処置をとった。これだけは好都合に進捗、他の閣僚へは事後承諾をとることとした。兵力については、

増派兵力ハ第十二師団即チ満洲ニ現在スル第五師団ト同様ノ体勢トシテ一個師団ノ積リニ御座候。参謀本部ハ一旅団ト申シ候ヘ共之レニハ決シテ同意セサル覚悟ニテ直チニ該師団参謀ヲ呼ビ出シ準備ヲ命ズル手筈ヲ致シ置候（下略）

田中は強行手段で山県の意図の実現をはかった。その結果はどうか。二月八日、桂は山県に次のごとく伝えた（山県文書）。満州の秩序維持のための出兵は陸軍省・外務省と首相の間に意見不一致の点があつて進行困難の模様が付、田中少将を呼寄せて左の意見を陸相に開陳させた。

満洲秩序維持ノ為メ出兵（増兵）ノ件ハ政府ニ於テハ其必要ナント認ムルモ、果シテ然リトスレハ政策ノ相違政府ノ責任ニ而外者如何ニトモナシ能ハサル処ナリ。反之必要ト認メナカラモ政府部内ノ議論不一統若シクハ一日ヲ延行ノ為メ実行困難ナレハ当然陸相ノ立場ニ於テ論議アリタル□□。然処今日朝石本男（註、陸相）来訪候而如何ニモ首相始メ外相ノ議論此際外国ヨリノ質議モ有之、旁出兵ノ困難ナルコト、又一方ニハ議院ノ方モ此際費用ノ請求ヲナサバ議論百出從而外

面ニ洩レ是又面白カラス。旁以此際ハ単ニ内地ニ在ル処ノ新兵ヲ派遣之事ニ陸軍ノミニテ相計畫キ候事ニ首相モ外相モ贊成ニ被成、不得止之レニ同意シタリトノ事ニ候。実ニ右之次第二ニ而政府自カラ動カザル次第如何ニモ致方無之候。尚小生ノ意見ハ充分開陳仕置候得共万御配慮奉願候(下略)

陸軍の焦慮と憤懣が目に見えるような書翰である。列強の対日警戒・議會勢力の高揚・財政難は、もはや山県系をもつてしても如何ともしがたい状態にあつた。翌二月九日、山県は桂に内閣への憤りをもらした(桂文書)。

今朝接雲箋敬読……先般来対清政策ニ付而ハ内外情勢ニ變転之報告時々刻々到来日夜為ニ不尠高配拝察ニ不堪候。就中対滿政策上我勢力範圍ニ於テ秩序紊乱ヲ予防シ且生命財産ヲ保護スル為め時機ニ投シ出兵又ハ増兵之事既ニ閣議一決、露國と協商モ整ヒタル今日ニ於テ、周囲之事情ヲ願慮シ總選舉供具ノ如何ハ言語道断傍觀坐視之政策ヲ取、千歳一週之機会ヲ逸シ実ニ為國家不堪痛憤候。明日田中少將來菴之報ニ接シタレ共已ニ芳翰一読事情判明致し候(下略)

山県にとつては、さきに増兵の件は閣議一決し、日露協商もできてゐる今日(二月二十四日第三協約案提示)、ロシアと商議して滿蒙に手をのばすべき好機に、内閣が総選挙な

どを考えて出兵を躊躇するのにながまがならなかつた。この同じ二月九日付書翰で、石本陸相は内閣の内情を伝えて来た(山県文書)。

(前略) 扱御申越之件ニ関してハ篤と外務大丞并ニ総理大臣ニも熟慮を乞候処、何分且下之情況ニ在テハ外国之關係并ニ支那人との折合ニ鑑ミ出兵ノ義ハ暫時見合相成度トノ義ニ在之、且ツ議會之關係も有之、彼れ是れ勿時機と見認□候間何とか公然之増兵ヲ避ケ内容之実力ヲ増加候様ニ立案ヲ乞との申出ニ依リ、今回第五師團ヨリ更代兵派遣之事ニ取計申候間、右様御了承有之度、尚今回之件ハ種々入込ミ居リ候ニ付別ニ田中少將差出候(下略)

滿州守備の交代兵を派遣し、現駐留部隊の帰還を遅らせるといふ構想がみられる。しかし、山県系には現内閣の措置がきわめて手緩いとみられ、それと同時に時勢の變転を見定めたものもあつた。明石元二郎は二月十四日山県に一書を認めた(山県文書)。北京では袁世凱の籠絡策が着々奏効、孤兒寡婦(註「清朝」)を欺き南方と妥協し、「今や同一之筆法を用ひ我勢力範圍たる東三省及蒙古に其籠絡手段」を及ぼさんとしている。趙・張の輩はなお共和反對を唱へ、一



方肅親王らは有志を糾合して袁に対抗せんとしているが、やがて籠絡か庄迫かを蒙って滿蒙は袁の勢力下に入るであろう。「かくては南滿之野に忠骨を埋めたる十万の戦友遺恨不尠事」である。「今日の処陰に陽に袁の滿蒙に対する勢力之侵入を妨げると我政府の断乎たる処置ニ因り滿蒙即我勢力範圍内ニ一指を染むるを得ざらしむるハ必要」である。北京滿州方面の情報や来往の政客らの觀察悉く一致している、と滿蒙勢力範圍の確保の必要を述べている。また小松原英太郎も同日付書翰で山県に訴えていう（山県文書）。「今回之事件相起候以来我政府ノ外交毎事ニ機宜ヲ失シ徒ニ国家ノ大計を誤」ったのは残念である。この頃漸く出兵に決した趣だが、グズグズしては、また故障が起るかも知れぬ。貴族院も同志中外交に対し激越なる意見をもつものもあり、一昨夜幸俱樂部の武井・有地・田・目賀田らは外相に会見、その無方針を攻撃し、近く首相にも面会を求めんとしている、とし、以下政府予算案の攻撃に移っている。後藤新平は二月二十八日の書翰で（山県文書）、晩近は政党政派間の一の戦争というべき形勢で、機先を制した方が勝ちであるとの感想を述べている。山県系の反内閣攻勢

の動き——大正政変の前史——が形成されてゆく。西園寺は、山県に二月十二日、十六日付の書翰を出しているが（山県文書）、ともに選挙法改正法案の枢府通過に尽力を乞うものと、枢府委員会通過への謝辞で、辛亥革命については全然ふれていない。

## 五 借款問題とブルジョアジー

辛亥革命の勃発に際し、帝国主義列強は漁夫の利を得ようとして、活発に活動した。日本の場合も、政府とブルジョアジーが密接に連繋し、外国資本と競争しつつ、帝国主義的侵略をはかった。革命勃発当初は、官・革双方とも借款の必要に迫られていたが、十月中・下旬は各国とも政府側に借款を供与しようとした。それはいくぶん投機的な冒險であったが、現政権維持こそが利権の獲得に好都合であったからである。しかし、そのほとんどが不成立に終り、革命軍の優勢が明らかになると、借款交渉はこれに集中した。イギリスは自国も借款に奔走しながら、日本の借款進行に抗議した。日本政府は、民間商人が危険を冒してやることに干渉しえなかつたが、その実、政治的・経

済的に多大の援助を与えていた。帝国主義国間の暗闘は熾烈であった。

三井は、はじめ泰平組合に加入して政府に武器を供給していたが、革命軍優勢以後一貫して革命軍を援助した。外交文書と若干の差はあるが、山浦貫一著『森恪』がその雰囲気をよく伝えている。三井の尾崎敬義は社命で一九一〇年末より一ヵ年間中国を視察し、その報告『对支放資論』において「鉄道・鉱山、その他有利の工業に放資する」のが「真実に利権獲得の目的を達する」好個の放資だと説いた。これは革命軍援助に一つの根拠を与えた。ついで内田良平が朝鮮で寺内や明石に革命軍援助を切出し、要をえないでいる時、山下亀三郎から泰平組合のことを聞き、直ちに益田孝に革命軍援助に切替えることを説き、益田は井上や桂に相談、西園寺と会って三十万円借款を承諾させた（一九一一年一月）という。これよりさき、革命勃発とともにニューヨークから呼返された森恪は中国に急行、独断で孫文に十五万円借款を承諾し、詰責に来た益田孝に、逆に革命を成就させることは三井すなわち日本が揚子江沿岸一帯の利権を一手に収めることになる」と説き、三井の革命軍

援助の契機を作ったという。

ところが、山県文書中に若干の注目すべきものがある。

益田孝は一月二十一日付書翰で孫文の返電（同文書中の「輔呈山県公鑒欲保東亜和平非得日本贊成民国我公大奇以主持無任監禱孫文黃興」をさすか）を同封し、中国情勢は議會派も容易に衰に欺かれず、公選によるも（衰がか）統領となること覚束なく、昨日来の電信で讓位も覚束なしとあれば、衰の辭職より外ないだろうから「弥御着手之好機」（意味不明）であると述べ、ついで二月四日書翰では

拜啓三日南京発電信ニ依レハ森恪ハ直チニ無責任者として談話致したると相見え南滿租借之件ハ孫ニ於而承諾せり。只支那正月前ニ千五百万円無之而ハ不得已政權を衰世凱ニ讓与スルノ外途無く革命政府財政窮乏如何とも詮方無之よし、大冷漢陽に対し盛宣懷より五百万ノ借款成立せし上ハあと千万円ハ招商局担保ニ郵船・三井・英独米等と交渉中ナレトモ、五日間之間ニ此成立見ざる時ハ万事窮ス。もし此借款にして日本ニ而受合候ハ、衰との媾和ハ中止して黃興孫文之内直チニ日本へ来りて秘密契約ヲ結ふべしと申越候

井上侯へ之電話ハ同侯へ申上候へ共、孫黃兩名より万事御指導被下テ日本トノ關係之事ともハ措置可致、山県桂兩公五

閣下より宜ク御清達願度、近日代理人ヲ任命シ日本へ差出し  
(カ)至可申との意味ニ而御答電ヲ願度との事ニ申成候。右之事態  
最も大切にして御採否ハ篤と御協議、尙政府とも御商量被下  
速カニ彼ニ決答ヲ出候様ニ願上度と奉存候(下略)

とあり、革命成功のため必要な二千五百万円の代償とし  
て満州租借を孫文から提示して来たことをしめし、山県に  
決断を促している。この書翰の基礎となつたのは、山県文  
書中の森恪の益田宛電報である(山県文書では大正二年に入  
れているが、これは内容よりして明治四十五年のものである)。

南京発二月三日午前十一時

左ノ電信ヲ井上侯へ伝達サレタシ

貴意森君ヨリ聞キ好意ヲ感謝ス。万事御忠告ニ従フベシ。今  
後日本トノ関係ハ総テ閣下ノ御指導ヲ仰ギ統一ヲ期スベシ。  
近日代表者ヲ任命シ閣下ノ御指導ノ下ニ置クベシ。只ダ事急  
ヲ要スル故電信ニテ懇願ス。切ニ援助ヲ乞フ。山県公桂公ニ  
ハ愚意ヲ伝ヘラレタシ。以上御承認ノ有無御返電ヲ乞フ

孫文  
黄興

南京森恪ヨリ益田宛

二月三日午後六時発至急報

財政窮乏支那年末前一千五百万円ナケレバ戦争出来ス革命政  
府ハ混乱ニ陥ラン。漢治萍公司ト五百万円借款成立シタル故  
招商局ヲ担保トシテ郵船会社、英独米国等ト一千万円借款交  
渉中ナリ。若シ五日以内ニ此ノ借款成立ノ見込ナケレバ万事  
休ス。孫黄ハ袁世凱ト和議ヲ締結シ政權ヲ袁ニ授クベシ。孫  
ハ満州租借ヲ承知セリ。故ニ日本が革命軍ノ解散ヲ防ク為メ  
漢治萍公司ノ五百万円ノ外ニ直グ一千万円ヲ借セバ袁世凱ト  
ノ和議ヲ中止シ孫文又ハ黄興日本ニ行キテ満洲ノ秘密契約ヲ  
成サン。金手ニ入ラス内ハ軍隊解散ノ恐アリ。南京ヲ動ケバ  
孫文ノ変事ナリ。満洲ノ件断行スル気ナラバ四日以内ニ一十  
万円借スト電話セヨ袁世凱トノ和議ヲ中止サスベシ 以上  
と。かかる三井の裏面工作に対して、革命派を嫌つた山  
県は結局応じなかつたのである。ところが、現地外交官が  
この間に介在していたことは、外交文書のしめす通りであ  
る。すなわち、漢治萍公司借款は一九〇四(明治三十七)年  
いろいろのもので、革命勃発当初、交渉原案では、革命が波  
及すれば占領するとあつたのを利権防衛に改め、さらに交  
渉途中で合弁案をもち出したのである(詳細は栗原A参照)。  
招商局借款については日英が競争し、日本でははじめ大倉

組が関係、内田外相から援助を要請された有吉上海総領事も日本の資本家が至急十分の覚悟で金額準備の声明をしてほしいと電請していた（1月25日）。翌日内田は「貴官限り」で「我より公然革命軍に対し軍資を供給するが如き形跡を避け」るため、同局本来の事業に対し借款する体裁をとるよう指示した。これらの借款を探知した清国政府は日本政府に抗議、二月七日伊集院公使は内田に「今後中清地方に我利権を扶植せしむる準備として内密資本家に此種事項を勧誘せられ居る行懸」もあり、絶対世間に秘密にされたいと要望したが、のち中止された。

郵電部—正金銀行間の湖南省鉄道借款は、伊集院公使が抵当有利で「時局の結果如何に拘らず確実にして且湖南に於ける我勢力利権の扶植の本拠となすに足る」から、是非成立させたいと請訓した（10月25日）。蘇省鉄道公司借款は有吉総領事が斡旋を依頼されて一月三日外相に通じ、大倉組が乗出した。契約に際し、大倉組は償還不履行の場合、償還終了まで鉄道の営業管理、鉄道材料購入・外人傭聘の場合の債主優先などのきびしい条件を提出している。この借款はイギリスの抗甬鉄道借款と関係があり、有吉も中止

方を具申、さらにアメリカの抗議的質疑、イギリスの抗議があったにかかわらず、一月二十七日に調印された。抵当は「公司一切の動産不動産及鉄道営業権」であった。イギリスはその後も数次にわたり抗議したので、三百万円中二百五十万円交付したところで見合せとなった。一月の江西鉄道借款五百万円（結果不明）の担保も「財産及収入並営業管理権」その他であった。

以上を通じて、前章に述べた消極政策を標榜した政府がしだいに革命干渉に転化していった以外に、三井・大倉らの特権的な独占ブルジョアジーが、政府ないし政府機関の後援のもとに、いかに経済的な進出をはかったかが明らかであろう。また、これらの借款問題に大陸浪人が関係していたことも注意されねばならない。

ところで、曾村は「内田良平の中国観」（『近代史研究』所収）のなかで、内田の活動の背景として、ブルジョアジーの意向と関連させて、大要次のごとく述べている。外国資本の圧迫下にあった当時の日本では、政治的支配層とこれにつながる独占資本家は、外国資本との正面衝突を回避してその地位を保持改善せんとし、この「有てる者」は現状維持

的・保守的となる。これに対し独占体制から排除されやすい中間層以下の多数の大衆の間から、国際政治勢力の真空状態に近づいていた満蒙に積極的進出を試み、外国資本の圧迫を逃れようとする排外的シューヴィズムの空気が横溢する。この二つの対立の調停者が内田である。辛亥革命後の混乱期の中国は「持たざる国」日本の好餌で、中南清に發展を求めていた日本の実業家陣営は漁夫の利をえようと蠢動し、ある意味で中間層の大きな代弁者であった陸軍軍人の一部に浪人団体が結びつき、満蒙独立を画策する。そして与論を嚮導し、支配層と折衝連絡する、と。

右の所論は文章のみでなく、内容もきわめて理解しがたいものである。政治的支配層・独占ブルジョアと中間層以下多数の大衆とを対置するの非はしばらくおくも、三井・大倉は「持てる者」ではないのであるか。彼らの活動がはたして現状維持的・保守的といえるであろうか。漁夫の利をえようと蠢動した「日本の実業家陣営」とは、非独占的なブルジョアをもさすのであるか。革命のドサクサまぎれに利をえようとすれば、冒險的な武器供与ないし借款は、政府の援助なくして困難であり、三井・大倉組らがこれ

に当りえたことはすでに述べたとおりである。この革命で一般貿易は大打撃をうけた。中小の貿易資本家は一日もはやく中国の事態の回復を希求し、山本唯三郎なども中国のことは中国自体で解決させることを望み、干渉に反対している。さらに陸軍軍人の一部や大陸浪人が「ある意味」ではあっても中間層の大きな代弁者であるとは具体的にどういうことなのか。それよりも軍部、とくに陸軍の革命反対・満蒙確保の線を大きくとらえる必要がある。

私見によれば、日本の資本主義が英米資本主義に従属していたことは事実であるが、資本家たちは革命勃発当初、きわめて慎重であった。特権的独占ブルの一部（金融資本としては正金銀行）が政府の援助のもとに冒險的に武器供与や借款を行ない、はじめは清朝に、のちには革命軍にと、情勢に応じて将来確実性のある方を対象とし、その内容が冒險であればあるほど、将来の確実な保証——きわめて帝國主義的な——を求めているのである。一般のブルジョアは、既述のごとく革命の早期着落をのぞみ、その意向を反映した論説も多く非干渉をとえ、国内における権力と独占との結びつきに反撥して、むしろ革命派に同情的で

あった。またこの時期の満蒙に対する経済的進出は、なお検討を要するのであるが、軍部の満蒙確保の意図は明らかであり、中小の実業家が革命の中国本土をさけて満蒙進出をはかることは、ありうることである。内田が果して「調停者」の地位にたつかは速断しがたいといわねばならぬ。

## 六 終 局

二月十二日に清帝退位の上諭が出され、孫文が辞任して袁世凱が大統領におされることになった。就任式の場所について官革間に争論があり、袁は二月二十九日に北京兵乱をおこし、これを理由に北京で就任式をあげた。これよりさき、日本政府が主導権恢復をねらって列国に共和政府承認を勧誘した。また伊集院公使は北京兵乱を重視し、武力干渉の準備と多少の犠牲を覚悟して擾乱を増長させることと得策なることを建言した。大勢決定後の蠢動といふほかない。またこの際陸軍省は関東都督と北京の阿部司令官にそれぞれ出兵について指示し（3月4日）、伊集院公使との協議を命じている。ところが公使は四日付で、一大隊の派兵を要求したのにそれ以上の兵力を派遣したこと、派遣

部隊に越権行為のあったことを難詰している。

滿州方面の状況は詳述のいとまはないが、わが方は極力革命軍の滿州進出を阻止しており、彼我の間に若干の死傷事件が起り、わが軍隊がこの期に出兵して勢力拡張をはかったのではないかと思われる節がある。この時期における重要問題として、日露間の満蒙勢力圏分割案、四国借款団と満蒙權益擁護の問題があるが、すでに研究もあり、省略する。

この頃の情勢に関し、寺内が桂にあてた書翰（3月4日付）がある（桂文書）。

（前略）清国事変も按外ニ鎮靜、政府組織も其緒ニ就キ不申、列国も形勢觀傍中各自私權之扶植ニ腐心中ニ有之、殊昨今ハ兵乱処々ニ相生申候、尤是ハ不日鎮定ハ可致候得共、袁之手統ハ中々伸張不致候事ト被窺申候、夫ニ就候テモ我政府之決意ハ那辺ニ有之候や、滿洲之処分も今以如何決意之程不伺、中央ニ於テ借款も甘ク不参実ニ残念至極ニ被存申候。自分等之考ニテハ先日露国政府之意向ヲ本野大使より申來候如キハ誠ニ良機會ニハ無之乎ト存申候、是等ハ篤ト御相談之上決定被致可然事柄ト存候処、外務大臣一存ニテ拒絕ニ同シキ返事を被致候様被伺、残念至極ト存申候

今日ノ形勢ニテハ袁モ当分國務を進行候訳ケニモ不至事ト存申候。此間種々國際問題も可相生ト存候間、之ニ対スル相當之処分案御考究專要ニ可有之ト存申候。到底今日ノ場合ハ露國政府ト内議ノ上断然之処置ヲ執ルノ時機ヲ待候方一方策乎ト相考ラレ申候、何卒御考究願上可然御指図相成候様希望ニ不堪候（下略）

いぜんとして政府攻撃であり、積極策である。二月二十七日、ロシア外相は本野大使に、中国新政府承認の条件として日露兩國の特殊權益承認を加えたいと打診した。本野はこれに同意、さらに輪をかけて好機に「断乎たる処置」をとる地歩を作れと本国に具申した。内田はこれを困難としたのである。寺内は、この本野の路線をすすめようとし、山県に「可然御指図」を求めた。これが月並の言葉でないなら、寺内―中村滿鉄総裁の策謀の背後には、山県・桂の両巨頭が控えていたことになる。山県・桂と桂・寺内の関係は、当時かならずしも良好でなかった。しかし、対外國題においては、かなり一致していたと判断できる。だが、彼らの構想は、すでに述べた内外の情勢で結実することなしに終わった。

これら陸軍上層部の不満というものは、この後どのような形であらわれたか。その内政上におけるあらわれは、二師団増設問題によって西園寺内閣を倒したことである。その結果は、ぎやくに民衆の反抗にあつて、一時的ではあれ、軍閥官僚系は非常な深傷を負った。その外政上におけるあらわれは、諸列強のアジアに対する圧力の減じた第一次大戦時における、二十一カ条をはじめとするアジア進出である。

\* \* \*

第二次桂内閣によってなしとげられた日韓併合は、明治末年の日本帝國主義の終着点であつた。帝國主義者たちにとって、もう一度「千載一遇の好機」辛亥革命は到来した。しかし、桂ほど政治力のない西園寺内閣は、情勢にひきずられて後手後手に、しかもしだいに帝國主義的政策をうちだしたが、それはきわめて不手際なものであつた。その不手際は、内閣の政治力の問題だけではない。財政の行詰りはもとより、議會勢力、与論は、しだいに反軍閥官僚色をつよめ、内閣が行財政の整理を一枚看板として民意に答えるようとするほど、その帝國主義政策は控制されざる

をえなかった。そこに日露戦争以降しだいに進展した近代史の変化、軍閥官僚内閣から政党内閣への歩みがよみとられるのである。辛亥革命はそのような時期におこり、これに対する日本の動向は、軍閥官僚によって方向を動揺されることなく、その当時の日本の諸階層の姿をしめしていたといえよう。

これを今すこし詳述しよう。桂ほど外交的手腕も方針もない西園寺は、革命を動乱とみて消極策をとり、事態の重大性をさとるにおよんで干渉策をとり清朝を援助した。山県を頂点とする軍閥官僚系の革命庄殺策は陸・外相を通じて内閣に影響し、伊集院・本野ら積極論者がこれに和して内閣の尻をたたいたが、従来のように元老が内閣の政策を左右すべく、内外状勢はあまりに困難であった。革命軍の優勢とともに、三井はイギリスの華中の地盤に楔を打込み満蒙を得ようとして、井上を通じて元老・内閣を動かしたが、成功しなかった。大倉はもっぱら革命状勢をみて経済的利潤の獲得に狂奔した。ともに独占ブルの露骨な帝国主義政策をとっていたことは明らかであり、これには政府機関が緊密に結合し、支援していた。これらの動きは、中国

をめぐる国際帝国主義の競争を激化する原因となった。日韓併合後の大陸進出は財政困難のなかにこの階段まで進展し、二十一ヶ条要求に連なる。一般のブルジョアジーは、むしろ革命干渉と事態の速かなる回復を願い、革命による貿易不振の損害をとりもどそうとしていた。軍閥・官僚の長期にわたる専制にあきたらなかつた与論はむしろ革命に同情し、軍閥官僚に反撥する氣勢をしめした。右翼や大陸浪人もその意図は一樣でないが、概して革命に同情的な行動をとり、これらは大正政変の原動力となった。かかる諸勢力の交錯はわが政策を混乱に陥れた内的事情であり、明治と大正への転換期の国内動向をいかに示したものであるであろう。

① 白井勝美「日本と辛亥革命——その一側面——」(『歴史学研究』二〇七号、一九五七年五月号)、同「辛亥革命——日本の対応」(『日本外交史研究、大正時代』一九五八年夏季号)、栗原健「第二次、第二次満蒙独立運動」(同上)、曾村保信「辛亥革命と日本」(同上、「日中関係の展開」一九六一年三月)、同「辛亥革命と日本の輿論」(『法学新報』一九五六年九月、のち『近代史研究——日本と中国——』に所収)など。このほか、野沢豊「辛亥革命と大正政変」(『東洋史学論集第六、中国近代化の社会構造』所収)は、当時のわが輿論を網羅的に紹介している。対外関係一般では 그리스ウォルド著『米國極東政策



史』、鹿島守之助著『日本外交の史的考察』、同『日英外交史』などのほか、中山治一著『日露戦争以後』が明治末期のアジアをめぐる国際関係をみるに便である。なお、前掲論著の引用は筆者名を、二つあるものは前に記したものをA、後のものをBで示した。

② 中山、五四ページ。

③ 泰平商會は三井物産、大倉商會、高田商會よりなる。高田商會は佐渡士族高田慎蔵経営の陸軍御用蓬賀貿易会社(高橋益庵『等のあと』)下巻二〇六〜九ページ)。

④ 『外交文書』のほか白井A(泰平商會の武器供与を評述)参照。

⑤ 鶴崎は石本陸相は寺内の傀儡をもって目せられ、田中義一軍務局長が長閑の代表として勢威を振い、参謀本部は「陸軍省の一局たるの形を有し、総長奥保葦(翌明治四十五年一月二十日長谷川好道に代る)、次長福島安正(翌年四月二十一日大島健一に代る)はともに長派の傀儡たるに過ぎず」と評している(『薩の海軍長の陸軍』一八九〜一九七ページ)。

⑥ 防衛庁戦史室所蔵『清国革命乱陽係書類』(旧陸軍省、軍事機密)による。案であるが、回付されたと思われる。原文は片仮名、濁点、句読点なし。

⑦ 白井B一八ページ、曾村B一三七ページ。

⑧ 池田誠著『中国現代政治史』一一一ページ。

⑨ 若干の事項を例証しておく。財政難については、一九二一年八月二日付で、若槻蔵相が山県に財政説明を行った状況を桂首相に報じた書翰では(桂文書)、若槻は山県に「比年歳入状況ノ思ヘシカラザルコトヨリ明年度ニ於テハ租税収入ハ本年度ニ比シ増加セシテ却而著シク減少スヘキコト、歳出ハ何等新規計畫ヲ為ササルモ既定ノモノノミニシテ多額ノ財源ヲ要スルコト、其結果トシテ何等新シク計畫ヲ為ササルモ明後四十八年度ニハ累計シテ二千八百万円以上ノ財源不足ナ

ルコト、此状況ニ対スル矯正策トシテハ繰越費ヲ整理シテ財源ヲ発見スルノ外他ニ良策ナキコト等ヲ詳細ニ申述ヘ、正貨モ時ニハ現状ノ儘ニ放置スルトスレハ明後四十八年ニ至レハ我正貨ハ全ク消散シ尽スヘキコト、正貨確保ノ根本政策ハ産業ヲ盛ニシテ輸入ヲ減シ輸出ヲ増スニ在ルコト、然レトモ根本政策ハ急ニ実効ヲ奏スルモノニアラサルヲ以テ一時応急ノ処置ヲ取ルノ己ムヲ得サルコト、財政計畫放漫ナルトキハ外貨ノ流入ヲ妨ケ正貨確保ヲ困難ナラシムヘキコト」を陳述、山県も予想外の状態に「是ニテハ何等ノ難ヲ(註、軍拡のための)——山本)モ出来ス」と心配し、書類を再検討するため残置を命じたのである。「一九〇五年から一九一〇年にいたる五年間は、他のどの国にもまさって日本の満洲進出が果敢に行なわれた時代であり(中山、二五ページ)、その結果はこのような財政難としてあらわれ、軍隊への反感となり(浅田・小山共著『日本帝國主義史』第一卷三二二〜三三三ページ)、大逆事件となり、桂内閣の倒壊、第二次西園寺内閣の行財政整理を導いた。

⑩ 拙稿「桂園時代の官僚と政党」(『華頂短大研究紀要』第七号)参照。  
⑪ 徳富蘇峯著『大正政局史論』に、桂は辛亥革命という、彼の雄図を實現すべき稀有の機会の二カ月前に辞職したことを悔いたであろうと述べている(四〇〜四一ページ)。

⑫ その代表的な一例は、駐露本野大使の十一月六日付電報である。曰く「既に屢々意見を具陳し帝國政府に於て一定の方針御確定の上何分の訓令あらんことを稟請し置きたるも今日に至る迄何等確たる訓令に接せざるは本官の甚だ遺憾とする所なり」と。

⑬ 日本は日英同盟改訂問題で英米接近(仲裁裁判条約問題)に水をさそうとしていらい、日英間に感情の疎隔が生じた(中山前掲書参照)。

⑭ 実藤遠著『日中友好史』第三章参照。そこには政府の彈圧と民間の好意・慜悔の交錯がえがかれている。

⑮ 内藤著『清朝史通論』所収「清朝衰亡論」。これは11月24日、12月1日・8日の三回にわたる講演で、引用箇所は12月8日のもの。

⑯ 矢野仁一『支那浪人論』、『外交時報』一九一七年二月一日。のち、近代支那論』所収。

⑰ 野村浩一「孫文の民権主義と大陸浪人」『思想』一九五七年六月号。

⑱ たとえば『支洋社々史』、『大養木堂伝』中巻七三六ページ所引。

⑲ 大養は作州の温泉保養という名目で、党の危機をよそに病軀を冒して出発した。三浦へは「先方の都合にて鼎力を煩はすの場合」もあろうといい、帰国後は、わが外交の失錯・英の優勢・袁の活躍・孫の軌化で大勢は動かしがなくなつたが、「大勢不利の中にも尚尽力次第にて帝國の力を伸ぶべき地歩を得る」ことも出来、これを目的に近く再渡したいと述べている（拙編『三浦梧楼関係文書』）。

⑳ 『山洲根津先生伝』一三九～一四〇、三三一～三二、四一八ページ参照。なお野沢は大養渡清後、後事を托された福本誠（日豊）が善隣同志会とともに支那問題同志会を作つたとあるが、期日的に不可能。

㉑ 榛原「党治下の支那政情」、『大支那大系』第三巻所収、三五七ページ。

㉒ 満川亀太郎『三國干渉以後』一一二ページ。ただし復辟問題はこのすこしあとで、満川の記述は時期があいまいである。

㉓ 井戸川辰三、佐々木到一『ある軍人の自伝』（その一八ページに革命軍を敵視する考えはなかつたとある）、山中峯太郎『アジアの曙』など参照。

㉔ 曾村は革命援助派が南方に特殊な関心をもつたと強調しているが（B）、別論文（A）では主たる関心は滿蒙、経済的関心は南方をしめ

したという。すでに述べたように、ロマン的な革命軍援助から、滿蒙獲得をねらうものまでであり、また革命をはやく解決してわが国利民福「貿易の伸展をはかる考えもあつたと思われ。

㉕ 第一次世界大戦で船成金となり、虎大尽と称された山本唯三郎は「支那の将来」（大正元年十月刊）で借款に論及している（五六～七三ページ）。

㉖ 尾崎は自著『隨筆秋花譜』で「最高の学府を出て、故徳齋陳重博士の推挙に依り財閥（三井銀行のこと）の一使用人となり、次で山本条太郎氏の懇請に拠り日支合併の事業に携はり（中日実業専務、總て郷里松山市より代議士に選ばれ、故岡野敬次郎先生の推輓にて東拓の一重役となる）」と述べている。のち、朝鮮鉄道、北九州炭鉱等の重役・東洋協会理事など。

㉗ 益田は一月十六日付山県宛書翰（山県文書）で、革命党代表何天綱が孫黄の電報を閣下に奉呈したいと望み、彼の職責上も面会はして頂かなくとも、電報だけは受領してやってほしいと遠慮がちにのべ、また森は山県が革命反対に一貫した態度を感心したという（『森格』四〇六ページ）。

㉘ 『大倉鶴彦翁伝』では、前途を遠視して義侠的に南方を支援したとあるが（二九五～七ページ）、はじめ政府側に武器を供与し、のち革命軍が優勢になればこれに借款を供与するという態度をとり、武器などは払下げ価格より二―八割高いと抗議されている（外交文書参照）。井上清・鈴木正四共著『日本近代史』に、大倉組など満洲に進出した財閥は清朝を支援したとあるが（上巻二五七ページ）、初期のことである。

（筆頂短期大学教授）

## Landlord and Tenants

—re-examination of the adjustment law of *Engi* 延喜 Manor—

by

Toshihide Akamatsu

The weak point in the modern study of manorial management mainly on the *Ukesaku* 請作 is in the way of the tenant's acquisition of the cultivation right. The former study of manors overvalued the private possession of *kubunden* 口分田, *konden* 懇田 and *jiden* 治田 including the importance of *Ukesaku* 請作 to neglect the existence of tenants or to evaluate their effort for acquisition of the cultivation right.

This article, with the opinion that at the beginning of the 10th century the cultivation right for long period was authorized for the first time and *Denchi-rikken* 田地立券 by *Hyakushōmyō* 百姓名 was checked, traces the process of the differentiation into landlords and tenants from the landed class which were looked upon as one body before the 10th century, and insists on the re-examination of the result in the enforcement of the adjustment law of *Engi* 延喜 Manor.

## *Sin-hai-kê-ming* 辛亥革命 and Japanese Trend

by

Shirō Yamamoto

Japanese trend to the *Sin-hai-kê-ming* 辛亥革命 has been mainly examined in the aspects of the foreign policy, loan problems and public opinion.

This article traces the Japanese policy including the Japanese situation at the end of the *Meiji* 明治 era, and the trend of the army and officials cited from the *Yamagata's* 山県 and *Katsura's* 桂 documents. In short, the confusion of the policy was brought by the difference between the *Katsura* and the *Saionji* 西園寺 Cabinets, the precaution of the powers against Japan, and the diet power or the pressure of the public opinion which grew critical to the clique of

military officials, which is a miniature of the Japanese power structure at the end of the *Meiji* 明治 era.

On the Agricultural Technique in the Four Chapters of the  
*Lü-shih-ch'un-t's'iu shang-nung* 呂氏春秋上農 and Others

by

Toshikazu Ôshima

Generally, in the *Chan-kuo* 戰國 period (the 3rd and 4th centuries, B. C.) in China, iron tools of farming were popularized and the so-called ox-farming that a plough with an iron edge was pulled by an ox enabled deep cultivation; agricultural art is said to have made progress and productive power of agriculture to have been increased. Some scholars, however, have their doubts about this progress, and it is not clear yet what the then agricultural art was.

This article seeks to make an aspect of the then agricultural art clear from the documents of the four chapters of *Shang-nung* and others in the *Lü-shih-ch'un-t's'iu* 呂氏春秋上農等四編, referring to the *Tai-t'ien-fa* 代田法 in the *Han* 漢 dynasty.

Traditions of Rational Dissenters in the Radical  
Movement: A Note on Intellectual History  
in the 18th Century England

by

Shigeo Itabashi

The Radical Movement occurred in England toward the end of the 18th century was an anti-governmental movement raised against the aristocratic oligarchy which had been established since the Glorious Revolution. In this political struggle, radical dissenters, who demanded religious freedom, played an important role.

Theologically this small group of intellectual elite were no immediate successors of the 17th century Puritanism in England. In the intellectual tradition and religious sentiment, however, they inherited